

道経連通信

No. 685

発行所／北海道経済連合会
 TEL:011-221-6166 (代表) / FAX:011-221-3608
 発行人／菅原 光宏 頁数 3頁
 編集／鎌田康輔、袖川知恵美
 平成29年10月 20 日号 (毎月5、20日発行)

今後の主要事業

【10月以降の主な行事予定】

日時	行事		
	場所	グループ・局	担当
10月26日(木) 11:00~13:00	平成29年 10月度 会長・副会長会議		
	道経連会議室	企画総務グループ	郡・鎌田
11月1日(水) 14:30~18:00	平成29年度 上期 活動報告会		
	札幌東急REIホテル	産業振興グループ	田中
11月8日(水) 10:00~13:00	第 235 回 常任理事会		
	札幌グランドホテル	企画総務グループ	郡・鎌田

【10月以降の講座講習会】

日時	講座講習会名		
	場所	グループ・局	受講料
11月6日(月) 13:00~17:00	年末調整の実務講座		
	道特会館 2階 大会議室	労働政策局	会員 6,480円 一般 8,640円
11月7日(火) 10:00~17:00	2017新入社員フォローアップ研修 ~周りから信頼される人を目指そう~		
	道特会館 5階 大会議室B	労働政策局	会員 15,120円 一般 18,360円
11月9日(木) 10日(金) 10:00~17:00	第一種・第二種 衛生管理者受験のための対策講座		
	道特会館 5階 大会議室A	労働政策局	第一種 27,540円 第二種 25,380円
11月14日(火) 13:00~17:00	富岡公治法律事務所講演会		
	すみれホテル 3階 ヴィオレ	労働政策局	会員 8,640円 一般 10,800円 ※富岡公治法律事務所の顧問先企業は 会員料金が適用となります。
11月15日(水) 16日(木) 10:00~17:00	新任管理・監督者研修 管理・監督者に求められる行動 -管理の原理原則の習得-		
	道特会館 5階 大会議室A	労働政策局	会員 28,080円 一般 30,240円
11月27日(月) 13:00~17:00	年金・退職金知識講座 ~基礎知識取得と賃金制度等人事制度見直しのために~		
	道特会館 6階 中会議室	労働政策局	会員 8,640円 一般 10,800円
12月1日(金) 13:00~17:00	従業員の交通事故と企業責任 ~交通事故リスクから企業を守るために~		
	道特会館 6階 中会議室	労働政策局	会員 8,640円 一般 10,800円
1月11日(木) 13:00~17:00	労働基準法の実務講座 ~非正規雇用を含む採用から退職までの人事労務管理の実務的留意点~		
	道特会館 5階 大会議室B	労働政策局	会員 6,480円 一般 8,640円
1月18日(木) 19日(金) 10:00~17:00	実践型職場リーダーシップ研修		
	道特会館 2階 大会議室	労働政策局	会員 28,080円 一般 30,240円
1月24日(水) 13:00~17:00	「健康保険の実務講座」 ~健康保険制度の早分かりと徴収・納付・保険給付・手続き上の留意点~		
	道特会館 6階 中会議室	労働政策局	会員 6,480円 一般 8,640円

※講座・講習会の内容詳細及び申込書は当会ホームページにも掲載しております。

http://www.dokeiren.gr.jp/roudou_seisaku/seminer/

お問い合わせは 労働政策局 (TEL 011-251-3592) まで。

◆ 公正取引委員会より

流通・取引慣行ガイドラインの改正に関する説明会の実施について

公正取引委員会は、我が国の流通・取引慣行について、どのような行為が、公正かつ自由な競争を妨げ、独占禁止法に違反するのかを具体的に明らかにすることによって、事業者及び事業者団体の独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な活動の展開に役立てることを目的として、「流通・取引慣行ガイドライン」を策定し、公表しています。

流通・取引慣行ガイドラインは、制定されてから約25年が経過しており、我が国における流通・取引慣行の実態が大きく変化していることなどから、そうした実態に即したガイドラインの見直しに関して必要な検討を行い、最近の実態を踏まえつつ、分かりやすく、汎用性のある、事業者及び事業者団体にとって利便性の高いガイドラインを目指して、平成27年3月30日、平成28年5月27日、平成29年6月16日の3度にわたって改正を行いました。

つきましては、改正した流通・取引慣行ガイドラインを事業者及び事業者団体の独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な活動の展開に役立てていただくため、流通・取引慣行ガイドラインの改正に関する説明会を開催することとしました。

札幌会場の開催概要は以下のとおりです。参加費無料・要事前申込み
 【日 時】2017年10月30日（月）14:00～15:30（受付開始13:30）
 【会 場】札幌第3合同庁舎 1階共用会議室（札幌市中央区大通西12）

※申込方法等の詳しい内容は、下記のホームページをご覧ください。

<http://www.iftc.go.jp/event/kousyukai/ryutorisetumei.html>

【お問合せ先】
 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 取引企画課
 TEL:03-3581-3371（直通）
 担当者 戸塚、小野

◆ 東京海上日動リスクコンサルティング(株)より

「企業・地域におけるイクメン・イクボス育成セミナー」を開催

東京海上日動リスクコンサルティング(株)では、厚生労働省委託事業として、中小企業における男性の育児休業取得を進めるため、育児休業取得のメリットや企業の取組事例などを紹介するセミナーを実施します。

本セミナーでは、企業の人事労務担当の方が社内の研修に利用したり、自治体の方が地域の企業等に対してセミナーを行う際に活用できる資料を用いて、育児休業取得のポイントを分かりやすく解説します。ぜひご参加下さい。（参加費無料・要事前申込み）

札幌会場の開催概要は以下のとおりです。参加費無料・要事前申込み
 【日 時】2017年11月8日（水）14:00～16:00（受付開始13:40）
 【会 場】TKP札幌駅カンファレンスセンターカンファレンスルーム2B
 （北海道札幌市北区北7条西2-9 ベルヴュオフィス札幌）

※申込方法等の詳しい内容は、下記のホームページをご覧ください。

<http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/20170616.html>

【お問合せ先】
 東京海上日動リスクコンサルティング(株)
 イクメン・イクボス育成セミナー事務局
 TEL:03-5288-6583

◆ (公社)北海道産業廃棄物協会より

平成29年度 出前講座(適正処理) について

(公社)北海道産業廃棄物協会から、産業廃棄物の適正処理に関する出前講座についての案内がありましたのでお知らせします。

- 概 要：産業廃棄物処理の実務に従事する担当者向けの社内研修等に対し、北海道産業廃棄物協会が講師を派遣します
- 研修内容：産業廃棄物処理の基礎、委託処理、マニフェスト制度等（2時間/回程度）
- 費 用：講師謝金（1日当たり15,000円。移動日含む）＋旅費・テキスト代（実費）
- 申込方法：出前講座実施希望日の30日前までに、協会事務局に申込書を提出
 ※ 事前に協会事務局までお問い合わせください。

【問い合わせ先】（公社）北海道産業廃棄物協会事務局（矢原様）011-241-7611

◆ 社会福祉法人北海道共同募金会より

共同募金へのご協力をお願いいたします

■共同募金とは

共同募金は、法律（社会福祉法）に定められた唯一の募金運動であり、その目的は「地域福祉の推進」にあるとされています。

共同募金の最大の特徴は「計画募金」というしくみにあり、募金への協力の呼びかけをするに先立って、地域の福祉団体や施設からの資金ニーズを勘案し募金の計画を立て目標額を定めます。

そうして道民から寄せられた募金は毎年三千数百件の道内の民間福祉活動に幅広く助成されています。

また、都道府県共同募金会では同法に基づき国内の大規模災害に備えた積み立て（=災害等準備金）を行っており、昨年の台風10号を始めとする大雨災害の発生にあたっては、この資金が道内においても被災地における災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営等に充てられる貴重な財源となりました。

道民の共有財産である共同募金はこのように私たちの身近な福祉活動や災害支援にも活かされ、「じぶんの町を良くするしくみ」として期待されています。



■共同募金運動へのご協力を通じた社会貢献活動プログラムのご提案について

単に寄付をお預かりする、という事だけではなく、様々な形での両者のコラボレーションとでもいうべき取り組みをご提案しております。詳しくは是非本会ホームページをご覧ください。

北海道共同募金会ホームページ

<http://www.akaihane-hokkaido.jp/>

“協力する方法” タブ「企業などの社会貢献活動(CSR)」参照

■ひろがる「赤い羽根サポーター」の輪

長らく続く厳しい社会経済情勢のもと共同募金も苦戦を強いられていますが、反面で福祉団体や施設、ボランティアなどによる民間福祉活動の資金ニーズはますます高まりを見せております。

急速に進む少子高齢化を背景に私たちの暮らす町には様々な地域課題・社会課題が顕在化してきており、福祉団体や施設、ボランティアなどによる民間福祉活動のますますの活性化が求められます。

そうした活動を支える財源として期待される共同募金ですが、近年では、道内スポーツチームや本道ゆかりの漫画家の皆さんなどのご協力により運動が盛り上がりを見せてきています。

我々共同募金関係者は、この「赤い羽根サポーター」の輪を各界に広げ、やがては個人・団体・企業を含む道民のすべてがサポーターになっていただきたいと願っています。



■共同募金への寄付には税制上の優遇措置があります。

株式会社などの法人が共同募金に寄付した場合には、その全額を損金の額に算入することができます。これは、共同募金に対する寄付金が、財務省からの「指定寄付金」として認められているためです。

また、個人の寄付の場合には、所得税や個人住民税で控除の対象となります。